

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令について

(令和6年4月19日公布：環境省令第20号)

令和6年4月

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

1. 背景・趣旨

- ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）の使用製品（以下「PCB使用製品」という。）を所有する事業者は、確実に、そのPCB使用製品を廃棄し、又はそのPCB使用製品からPCBを除去するよう努めなければならないこととされている（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「法」という。）第3条第2項）。
- 他方、ポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除去する方法として環境大臣が定める方法（平成28年環境省告示第73号。以下「告示」という。）に定める方法により使用中のPCB使用製品からPCBを除去し、かつ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成13年環境省令第23号。以下「省令」という。）で定める基準（※）に適合すれば、「環境に影響を及ぼすおそれの少ないもの」として、PCB使用製品に該当しないものとなる（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成13年政令第215号）第3条）。
※省令第5条において、製品に封入されているPCBを含む油について、当該油に含まれるPCBの量が0.3mg/kg以下であることとされている。
- 今般、環境省が事務局を務める有識者会議（以下「WG」という。）において、無害化することまで可能な技術としてCDP技術（PCB使用製品について、脱塩素化分解方式の洗浄設備を用いて、当該製品に封入されている絶縁油中のPCBを化学的に分解するとともに当該製品を洗浄し、無害化する技術をいう。）の有効性が新たに確認された。
また、この際、WGにおいては、CDP洗浄法について、絶縁油中PCB濃度が安定して0.4mg/kg以下であることが確認できれば洗浄処理を終了するものと結論付けており、省令第5条についても所要の手当てをする必要が生じた。

2. 改正の概要

- PCB除去方法としてCDP洗浄法を新たに追加（告示改正）した上で、現行の低濃度PCB廃棄物（廃油）の該当基準（省令第2条）が0.5mg/kg以下であることを踏まえ、省令第5条を改正し、該当基準を0.3mg/kgから0.5mg/kg以下に改める。

3. 施行

令和6年4月19日公布（同日施行）